

## 会 議 録（要 旨）

|   |  |
|---|--|
| 会 議 名   | 令和6年度第1回武蔵村山市国民健康保険運営協議会   |
| 開 催 日 時                                       | 令和6年12月9日（月） 午後2時から午後3時46分まで   |
| 開 催 場 所                                       | 301会議室（市役所3階）  |
| 出 席 者 及 び 欠 席 者                               | 出席者：被保険者代表 島田 妙美、土田 雅一、前田 善信、柳下 一美<br>保険医代表 三條 治、永島 剛<br>公益代表 小峯 邦明、鈴木 浩、須藤 千詠子、田村 充子<br>被用者保険等保険者代表 堺 勝彦<br>事務局：市民部長、保険年金課長、保険年金課係長（国民健康保険係）、保険年金課主事（国民健康保険係）<br>欠席者：平原委員、松本委員  |
| 報 告 事 項                                       | なし   |
| 議 題   | (1) 諮問事項の検討について<br>「令和7年度国民健康保険税率等及び多子世帯に対する国民健康保険税の減免について」<br>(2) その他   |
| 配 布 資 料                                       | 令和7年度国民健康保険税率等及び多子世帯に対する国民健康保険税の減免について（1～8頁）   |
| 結 論<br>(決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)           | 議題(1) 税率改定案については改定案2を基本とし、多子世帯に対する国民健康保険税の減免については対応案2を基本とする。<br>議題(2) なし   |
| 審 議 経 過<br>(主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) | <b>開会</b><br>(会長)<br>令和6年度第1回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を始める。ただいまの出席委員は11名で定足数に達しているため、本日の会議は有効に成立する。<br>次に、会議録署名委員の指名について、武蔵村山市国民健康保険運営協議会規則第12条の規定に基づき、被保険者代表として柳下委員、保険医代表として永島委員、公益代表として田村委員を指名する。<br>それでは、議題(1)「諮問事項の検討について」事務局から説明を求める。<br><br><b>議題(1) 諮問事項の検討について</b><br><b>「令和7年度国民健康保険税率等及び多子世帯に対する国民健康保険税の減免について」</b><br><br>—配布資料に基づき事務局から説明—<br><br><b>【質疑・意見等】</b><br>(会長)<br>事務局からの説明について委員から質疑等をお願いする。<br>(委員)<br>資料4頁では一人当たり総所得金額が26位であることに比べ、一人当たり保険税は13位と順位が高い。一人当たりその他一般会計繰入金及び保険税について、総所得金額26位という水準に合わせた場合どのようなのか。<br>(保険年金課長)<br>極端な話となるが、一人当たりその他一般会計繰入金を最も繰入れている自治体の数値を使用し、それを本市に置き替えると約10億円繰入れることとなり、 |

理論上は税率改定しなくても一般会計からの繰入金のみで事業が成り立つこととなる。

また、26番目の一人当たり保険税の数値は持っていないものの、東京都が示す標準保険税率は、各区市町村の被保険者の状況や医療費指数などにより決まることから、26番目の総所得金額と保険税をもって比較することが一概にはできない。

(委員)

1点目、6ページの改定案2について、納付金は現時点では仮係数で示されていると思うが、確定係数となると納付金がかかる傾向にあると思われる。税率改定は確定係数の内容を踏まえて反映させるのか。

2点目、多子世帯の減免について、本市以外に市独自で多子世帯減免等を行っている自治体はあるのか。

(保険年金課長)

今年度は予算の提出時期が早まったこともあり、仮係数の内容で税率改定を行うこととなる。

多子世帯の減免は本市以外に5市あり、立川市、武蔵野市、昭島市、あきる野市、狛江市となる。

(委員)

多子世帯減免の未申請者について、連絡や通知は行っているのか。また、未申請者がなぜ申請していないか理由等を把握しているか。

(保険年金課長)

未申請者に対し勧奨通知を出しているが、被保険者の国保に加入するタイミングによって勧奨する回数が異なる。

また、未申請者が申請しない理由等については把握していない。

(委員)

多子世帯減免の対象世帯が申請なくして減免することはできないのか。

(保険年金課長)

保険税の均等割に独自の軽減を行うことは制度上できないことから、申請主義という形をとる必要がある。

(委員)

資料2ページの令和5年度における法定外繰入金について、決算額は6億1,600万程であるが、当初予算額は4億7,700万程であった。なぜこれほど金額が開いたのか。

(保険年金課長)

令和5年度も税率改定を行い、法定外繰入金を減少させる予定であったが、被保険者数の減少や加入者の所得状況の影響により、法定外繰入金を入れざるを得ない状況となった。

(委員)

法定外繰入金が決算で増加した要因は、コロナなど一時的な理由によるものではないのか。

(保険年金課長)

令和6年度の当初予算では法定外繰入金が減っていることから、一時的に令和5年度の法定外繰入金が高かったことは言えると思われる。

(委員)

令和4年度及び令和5年度の法定外繰入金の予算額と決算額の違いはどの程度なのか。また、一人当たり総所得金額26位の内容を踏まえた税率改定案を考えなかったのか。

(保険年金課長)

令和4年度の法定外繰入金について、当初予算額は5億3,900万2千円であり、決算額は4億2,887万3千円であることから、当初予算額より7,502万9千円抑えた結果となった。

令和5年度の法定外繰入金について、当初予算額は4億7,744万6千円であり、決算額は6億1,683万8千円であることから、当初予算額より1億

3, 939万2千円拡大した結果となった。

6頁に示した改定案の1と2であるが、昨年度に定めた国保財政健全化変更計画書に則ったこと及び、保険税率の統一を踏まえて作成したものである。

(委員)

実態に合った保険税の仕組みや、市民の皆さんが安心して保険診療を受診できることが重要である。

(会長)

それでは各委員においては、事務局から示された改定案について、どの改定案を選択したか。また、その改定案を選択した理由について簡潔に説明してほしい。

(委員)

税率改定については改定案2を希望する。少しでも緩やかに税率改定したほうが良いと思われる。多子世帯減免については子育て世代の支援を踏まえ、対応案2を希望する。

(委員)

税率改定については負担が少しでも少ない改定案2を希望する。国民健康保険事業による市民の健康寿命の延伸や、医療費の適正化など効果的な事業に取り組んでいただきたい。

多子世帯減免については対応案2を希望する。対象世帯への経済的な負担軽減及び少子化対策の観点から継続が望ましい。

(委員)

被保険者の減少や高額な医療費など本市の国保財政の状況は依然として厳しい状況にある。一般会計からの多額の繰入金については、市民全体に対する事業に影響を与えかねないので、財政健全化計画に則った取組みは必要と考える。これらを踏まえると税率改定はやむを得ないものの、現在の物価高などによる市民生活への配慮から、税率の低い改定案2を希望する。

多子世帯減免については子育て世帯の負担軽減や少子化対策の観点から、対応案2を希望する。

(委員)

一般市民としてまた主婦としての立場から、税金は安いほうが助かる。ただ保険税は使い道がはっきりしており、税率改定はやむを得ないことから、改定案2を希望する。

多子世帯減免については、安心して子どもが産めて結婚できる時代になってほしいという思いを込めて対応案2を希望する。

(委員)

税率改定については改定案2を希望する。今回の納付金の減額分を市民のかたに還元するべきと考える。また、多子世帯減免については、子育て世帯への支援ということで対応案2を希望する。

(委員)

税率改定については改定案2を希望する。物価高騰による被保険者の生活を考慮し、急激な負担増とならないほうが良いと考える。多子世帯減免については、減免制度があれば多少は少子化対策に繋がると考えられ、対応案2を希望する。

(委員)

税率改定については改定案2を希望する。財政健全化がまだまだ改善されていない状況であり、また令和12年の赤字解消期限の時に税率が急増しないようにしなければならない。ただ現状の経済状況から少しでも負担の少ないものを選択した。財政健全化については東大和市が達成しているとのことで、他市を参考にしながら取り組んでいただきたい。

多子世帯減免については、今後も税率が下がるということは考えにくく、子育て世帯負担が大きくなることから、対応案2を希望する。

(委員)

医療費が高額になっている理由は、高齢化社会や医療の高度化などによるもの

である。国保財政健全化計画に沿った税率改定がこのままやれるのかという懸念があり、また一人当たり総所得金額26位に合わせた税率改定を示していただきたいので、改定案1及び2どちらも受け入れられない。

多子世帯減免については、若い皆さんが安心して子育てができるようにするため、対応案2を希望する。

(委員)

税率改定については改定案2を希望する。国際情勢や経済情勢の先行きが不透明であるという状況を踏まえての判断である。多子世帯減免については、激変緩和ということもあるが、一人当たり総所得金額26位という状況を鑑みて継続したほうが良いと思われることから、対応案2を希望する。

(委員)

税率改定について、これまでも前年より増加した納付金を踏まえた改定案が示されてきたが、実際の保険税率との乖離が大きく、選択してこなかった経過がある。

今回の納付金は前年より減少したものの、これまで法定外繰入金が順調に削減してこれたとは言い難く、国保財政健全化変更計画書どおりの改定が必要と考える。よって改定案1を希望する。

多子世帯減免については、対象世帯数は減少傾向にあるものの、一定の需要があることに加え、少子化対策の観点から、継続することが望ましいと考える。よって対応案2を希望する。

(会長)

これまでの協議の結果、税率改定については改定案2が大多数を占め、多子世帯減免については全員が対応案2という状況である。これについて事務局からなにかあるか。

(保険年金課長)

一般会計からの法定外繰入金が続いている状況であり、徐々に税率改定しなくてはならない。繰返しにはなるが、東京都が策定している国民健康保険運営方針では、法定外繰入金の削減を進めていく考えであり、本市もそれに従っていく状況にある。

いただいた御意見の内容で進めさせていただくとともに、市でも医療費の適正化や重症化予防に力を入れていかなければならないと認識している。

(会長)

今回の内容を反映した答申案について協議するため、今月19日に第2回運営協議会を開催する予定である。

それでは、議題(2)「その他」について、事務局から説明を求める。

## 議題(2) その他

(保険年金課長)

12月19日に第2回運営協議会を開催する予定であり、開催通知は追って連絡する。また、今回は予算編成の時期が早まっていることから、答申を年末頃に行う予定である。

(会長)

それでは、令和6年度第1回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を閉会する。

|                 |   |          |
|-----------------|---|----------|
| 会議の公開・<br>非公開の別 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開        | 傍聴者： 0 人 |
|                 | <input type="checkbox"/> 一部公開                 |          |
|                 | <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由（ | ）        |

|                  |  |   |
|------------------|--|---|
| 会議録の開示・<br>非開示の別 | <input checked="" type="checkbox"/> 開示 |   |
|                  | <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：   | ） |
|                  | <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：    | ） |

|       |                   |
|-------|-------------------|
| 庶務担当課 | 市民部 保険年金課（内線：132） |
|-------|-------------------|

別紙（第4号様式 第10条関係）のとおり会議の顛末を署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

被保険者代表委員 \_\_\_\_\_

保険医等代表委員 \_\_\_\_\_

公益代表委員 \_\_\_\_\_